

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

⑤国立成育医療センター

政策医療分野	成育医療 (周産期医療)	健やか親子21において、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援、及び小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備が課題として掲げられている。また、新健康フロンティア戦略において、子どもを守り育てる健康対策が柱の一つとされている。
国の責務	<p>母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号) (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第五条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。</p> <p>次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号) (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。</p> <p>発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号) (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする</p> <p>医療提供体制の確保に関する基本方針(厚生労働省告示第七十号)</p> <p>二 調査及び研究に関する国と都道府県の役割</p> <p>1 具体的な調査及び研究については、国と都道府県がそれぞれ次のとおり行うこととする。</p> <p>(一)国は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の四疾病並びに救急医療、災害時における医療、僻地の医療、周産期医療及び小児医療の五事業について調査及び研究を行い、疾病または事業ごとに求められる医療機能を明らかにする。</p>	

施策概要	施策の基礎となる法令、指針等	国の役割等とNCの位置づけ	NCの実施している主な事業
	<p data-bbox="443 172 551 209"><u>(医療)</u></p> <p data-bbox="443 225 786 252">発達障害者支援法第3条</p> <p data-bbox="443 619 801 694">・少子化社会対策大綱 (平成16年6月閣議決定)</p> <p data-bbox="443 1058 651 1085">・健やか親子21</p>	<p data-bbox="943 172 1050 209"><u>(医療)</u></p> <p data-bbox="943 225 1478 547">・国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。</p> <p data-bbox="943 619 1478 839">・子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、救急医療体制を含め、小児医療の充実を図る。 ・周産期医療のためのネットワーク整備など、周産期医療体制を充実</p> <p data-bbox="943 911 1478 986">・不妊治療の倫理面・技術面、医療機関の体制整備などの課題に取り組む。</p> <p data-bbox="943 1058 1478 1133">・<u>国立成育医療センター</u>における児童・思春期精神科の充実</p> <p data-bbox="943 1204 1478 1279">・<u>国立成育医療センター</u>における子どもや周産期のメンタルヘルスへの対応</p> <p data-bbox="943 1351 1478 1474">・<u>国立成育医療センター</u>における、生殖補助医療技術を使用した医療体制の整備、及び小児医療体制の整備</p>	<p data-bbox="1509 172 1617 209"><u>(医療)</u></p> <p data-bbox="1509 225 2045 300">・早期発見・早期治療等発達障害に対する臨床の実践と研究</p> <p data-bbox="1509 619 2045 791">・周産期・小児救急ネットワーク構築による救急医療強化およびモデル医療の推進 ・チーム医療および中央診療部門を強化したモデル的成育医療の推進</p> <p data-bbox="1509 911 1928 938">・不妊・不育/産科医療の標準化</p> <p data-bbox="1509 1058 2045 1133">・こころの疾患に対する研究および治療法の開発</p> <p data-bbox="1509 1204 2045 1279">・慢性疾患の子どもと家族への生涯を通しての心身ケアの確立</p> <p data-bbox="1509 1351 2045 1474">・不妊・不育/産科医療の標準化 ・チーム医療および中央診療部門を強化したモデル的成育医療の推進</p>

	<p>・新健康フロンティア戦略(平成 19 年 4 月 18 日 新健康フロンティア戦略賢人会議)</p> <p><u>(研究)</u> 母子保健法第 20 条の 3</p> <p>・少子化社会対策大綱</p> <p>・新健康フロンティア戦略</p>	<p>・周産期医療提供体制の整備 ・小児医療提供体制などの充実 ・発達障害児等を支援する体制の構築</p> <p><u>(研究)</u> ・乳児及び幼児の障害の予防のための研究その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進のため必要な調査研究の推進</p> <p>・不妊治療の倫理面・技術面、医療機関の体制整備などの課題に取り組む。</p> <p>・「女性のニーズに合った医療」に関する研究の推進</p> <p>・先進的予防・診断・治療技術の開発</p> <p>・医療・福祉技術のイノベーション(研究開</p>	<p>・周産期・小児救急ネットワーク構築による救急医療強化およびモデル医療の推進 ・チーム医療および中央診療部門を強化したモデル的成育医療の推進 ・成育医療における遠隔医療の実践</p> <p><u>(研究)</u> ・性分化・成長障害、先天代謝異常、奇形症候群の病因究明と診断システムの開発 ・小児がんの分子病態の究明、治療法の開発、中央診断機能、検体センター機能 ・小児超希少疾患および難治性疾患の治療法開発 ・小児慢性特定疾患のデータベース</p> <p>・不妊・不育の原因究明と確実に安全な不妊治療法の開発および安全性の評価 ・成育生命倫理の確立</p> <p>・不妊・不育の原因究明と確実に安全な不妊治療法の開発および安全性の評価</p> <p>・ヒトES細胞樹立と使用研究 ・胎児医療、移植医療、再生医療の開発</p> <p>・臨床試験・治験の実施・推進による適切</p>
--	---	--	--

	<p>・革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月26日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)</p> <p><u>(研修)</u> 発達障害者支援法第23条</p>	<p>発力) 世界に先駆けて超高齢化社会に突入する日本において、その基盤となる研究開発力の向上を図る必要がある。</p> <p>①医薬等ベンチャー・基盤産業対策支援 ア ベンチャーと医療機関の共同研究を行い、トランスレーショナルリサーチを実施 など</p> <p>②実用化における臨床現場と産学との融合推進 ア <u>NC</u>等中心とした臨床研究推進病床、実験施設、機器等の医療クラスター(仮称)の整備を行い、臨床研究推進のための体制を整備 イ 国際共同治験の推進を含む治験活性化のための治験拠点となる医療機関の整備及びネットワーク化</p> <p>・先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化を図るため、<u>国立高度専門医療センター</u>等を中心に産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」(仮称)を整備する。 ・医療クラスターを中心とした治験の拠点化、ネットワーク化</p> <p><u>(研修)</u> ・国及び地方公共団体は、発達障害者に</p>	<p>な予防・診断・治療法の確立</p> <p>・小児難治性疾患等や実施困難な領域等の臨床研究推進</p> <p>・小児・周産期疾患に対する医薬品の開発推進</p> <p><u>(研修)</u> ・総合的診断能力の優れた小児科医、産</p>
--	--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化社会対策大綱 ・健やか親子21 ・子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会 	<p>対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児科研修の充実を図る。 ・子どもの心の健康に対応できる小児科医の養成 ・国立成育医療センター等、研修受入れ施設は、多様な専門的研修内容の充実や質の向上に努める 	<p>科医、子どものこころの診療医の研修・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害に関する研修 ・総合的診断能力の優れた小児科医、(産科医、)子どものこころの診療医の研修・育成 ・小児科医、小児関連外科医、麻酔科医等の専門医・指導医の研修・育成 ・成育臨床研究を立案・実施・支援できる医療スタッフの研修・育成 ・総合的診断能力の優れた小児科医、(産科医、)子どものこころの診療医の研修・育成 ・総合的診断能力の優れた小児科医、産科医、子どものこころの診療医の研修・育成 ・小児科医、小児関連外科医、麻酔科医等の専門医・指導医の研修・育成 ・成育臨床研究を立案・実施・支援できる医療スタッフの研修・育成 ・専門性の高いコメディカルスタッフの研
--	--	--	--

	<p>・新健康フロンティア戦略</p> <p><u>(情報発信)</u> 発達障害者支援法第19条第2項</p> <p>・発達障害支援法第19条第2項</p> <p>・発達障害者支援法第21条</p> <p>・新健康フロンティア戦略</p>	<p>・産科、小児科医師の確保・育成 ・子供の心の診療医の養成</p> <p><u>(情報発信)</u> ・前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供 その他必要な援助を行うものとする。</p> <p>・国及び地方公共団体は前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供 その他必要な援助を行うものとする。</p> <p>・国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p> <p>・<u>国立成育医療センター</u>を中核とした「女性のニーズに合った医療」に関する情報提供</p>	<p>修・育成</p> <p>・総合的診断能力の優れた小児科医、産科医、子どものこころの診療医の研修・育成</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <p>・妊娠と薬及び小児薬物療法に関する情報収集 ・妊娠と薬事業等による安心・安全なくすり情報発信 ・新生児・周産期、小児慢性特定疾患、不妊等のデータベース構築</p>
--	---	---	---

	<p>・少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画(子ども・子育て応援プラン)</p>	<p>・発達障害児に関する国民全体の理解の促進</p> <p>・全国的ネットワークを構築し、<u>国立成育医療センター</u>を拠点として、臨床・研究・情報発信等において、各医療機関と連携・協力することにより、地域において質の高い医療を受けられる体制を整備</p>	<p>・先端成育医療・研究の情報提供と解説</p> <p>・成育医療に係る医療機関等における診療情報の把握と分析</p> <p>・成育医療に係る各種相談事業などの展開</p>
--	---	--	---

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

⑥国立長寿医療センター

政策医療分野	長寿医療	わが国の高齢者医療制度や介護制度は、昭和 38 年の老人福祉法の制定以降、人口の急速な高齢化が進む中で、その時代、時代の要請に応えながら発展してきたところであり、介護保険制度の成立(平成 12 年)とその見直し(平成 18 年)とともに、第 164 回国会においては、健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成 20 年度から後期高齢者医療制度が創設されることとなったところ。
国の責務	<p>高齢者の医療の確保に関する法律 (国の責務)</p> <p>第三条 国は、国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組が円滑に実施され、高齢者医療制度(第三章に規定する前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び第四章に規定する後期高齢者医療制度をいう。以下同じ。)の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定する目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しなければならない。</p> <p>高齢社会対策基本法 (目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策(以下「高齢社会対策」という。)に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第二条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。</p> <p>一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会</p> <p>二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会</p> <p>三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会</p> <p>(国の責務)</p> <p>第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、高齢社会対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>	

施策概要	施策の基礎となる法令、指針等	国の役割等とNCの位置づけ	NCの実施している主な事業
	<p><u>(医療)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会対策大綱(平成 13 年 12 月 28 日閣議決定) ・医療制度改革(平成 17 年 12 月 1 日閣議決定) ・健康フロンティア戦略 ・新健康フロンティア戦略(平成 19 年 4 月 18 日 新健康フロンティア戦略賢人会議) 	<p><u>(医療)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制については、限られた資源をもっとも有効に活用できる体制を構築し、情報の開示に基づく患者の選択を尊重しながら、医療の質の向上と効率化を図り、国民の医療に対する安心と信頼を確保する。 ・終末期医療の患者に対する在宅医療の充実 ・高齢者の心身の特性等にふさわしい医療の提供 ・切れ目のないリハビリテーションの推進、医療と介護のリハビリテーションの連携強化 ・地域包括支援センターやかかりつけ医、認知症サポート医、介護サービス事業所、専門医療機関等が幅広く連携した支援体制の構築 ・認知症の方に対する医療の提供 ・運動や食事等の骨粗鬆症予防に関する 	<p><u>(医療)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の心身の特性に配慮した全人的・包括的医療の実現 ・高齢者の急性期医療モデルの確立 ・在宅医療の推進 ・リビングウィルの推進 ・高齢者総合的機能評価(CGA)等による、高齢者の特性の評価とそれに基づく医療の提供 ・認知症の早期診断と標準的な治療法の開発・普及 ・認知症の早期診断と標準的な治療法の開発・普及

	<p>・後期高齢者医療のあり方に関する基本的な考え方(平成19年4月11日社会保障審議会後期高齢者医療のあり方に関する特別部会)</p> <p><u>(研究)</u></p> <p>・健康フロンティア</p> <p>・新健康フロンティア戦略</p>	<p>普及啓発と適切な治療の提供</p> <p>・後期高齢者に特有の心身の特性等を踏まえ、これにふさわしい医療を提供する</p> <p><u>(研究)</u></p> <p>・老化及び老化抑制機能の解明</p> <p>・認知症高齢者のリハビリテーション技術の確立</p> <p>・認知症の方の自立を支援するシステムを開発・実用化</p> <p>・魅力ある介護予防プログラムや支援ツールの開発・普及</p> <p>・変形性関節症、腰部脊柱管狭窄症の予防、検診、治療等の研究開発・実用化</p> <p>・在宅医療技術の総合開発</p> <p>・国立高度専門医療センター等の中核的な医療機関を中心とした臨床研究推進病床、実験施設、機器等の施設(医療クラス</p>	<p><u>(研究)</u></p> <p>・長期縦断的疫学調査の推進</p> <p>・認知症の早期診断と標準的な治療法の開発・普及</p> <p>・アルツハイマー病の予防・早期診断・新規治療薬の開発</p> <p>・骨粗鬆症の客観的診断法と標準的な治療法の開発・普及</p> <p>・肺炎、排尿障害等の高齢者に多い病態に対する診断・治療法の開発・普及</p> <p>・骨粗鬆症・尿失禁の早期診断・治療法の開発</p> <p>・医療工学的アプローチによる医療・介護に関する質の向上</p>
--	--	--	--

	<p>・革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月26日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)</p> <p><u>(研修)</u></p> <p>・健康フロンティア戦略</p> <p><u>(情報提供)</u></p> <p>・新健康フロンティア戦略</p>	<p>ター(仮称))の整備を行い、臨床研究推進のため体制を整備し、企業や海外の研究者の受入れ等を行うことにより、産業及び大学との密接な連携・集積を進める。</p> <p>・国際共同治験の推進を含む治験活性化のための治験拠点となる医療機関の整備及びネットワーク化</p> <p>・先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化を図るため、<u>国立高度専門医療センター等</u>を中心に産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」(仮称)を整備する。</p> <p>・医療クラスター、治験中核病院・治験拠点医療機関等について、共通のネットワークを形成し、臨床への橋渡し研究や治験・臨床研究の計画が実施されるよう調整される体制を構築する。</p> <p><u>(研修)</u></p> <p>・認知症ケア研究・研修の推進</p> <p><u>(情報提供)</u></p> <p>・科学的根拠(エビデンス)に基づいた介護予防情報の収集・分析・提供</p> <p>・運動や食事等の骨粗鬆症予防に関する普及啓発と適切な治療の提供</p>	<p><u>(研修)</u></p> <p>・長寿医療専門医師の養成</p> <p><u>(情報提供)</u></p> <p>・長寿医療に関する情報発信及びデータベース化の構築</p> <p>・認知症の標準医療に関する普及啓発</p>
--	---	---	---